

自転車条例に係る協議研究会(第4回)(議事要旨)

H28.12.16(金)10:00~12:00

県庁 12 階大会議室

- * 冒頭で、前回議事録の確認、HPへの掲載の承認
- * 事務局から提言の骨子案、委員から高校での交通安全の取り組み及び損保協会での取り組み等について説明

- ・ これまでは順番に意見を聞いていったが、今回は自由に発言をお願いしたいと思っている。では、議題に入る前に、今日欠席の委員から意見をいただいているので、ご紹介する。

(委員からの意見)

- ・ 全体的な方向性として、安全性とともに、利便性をしっかり確保できるようにするのがよい。
 - ・ マナーを重視すべきである。
 - ・ 点検整備は必須だが、自分でできる方がいることも踏まえる必要がある。
 - ・ ヘルメットは「着用するなら全員」というのは現実性に乏しく、守ってあげるべき子ども、事故に遭うことが多い年代(=高齢者等)に積極的に着用してもらうよう細分化する。
 - ・ 保険については加入に賛成だが、まず内容について周知することが必要である。
- ・ 条例の実効性の担保のため周知期間が必要ということだが、何のために周知期間が必要なのか。定めたら即、周知になるのではないか。
 - ⇒例えば、自転車保険でも、まず自分の状況を知ってもらわないといけない。ヘルメットも重要であることは分かっているだろうが、子ども、親、学校側、高齢者など各世代で、どういった対応をすべきなのか検討し、十分理解してもらわないといけない。ドライバーにも、また社会全体としても、条例内容についての理解が必要である。そうだとすると、しっかり周知して、意識付けをしておかないといけない。条例を出すだけではいけないのであって、まずは知ってもらう期間が要らしている。
 - ⇒(事務局)保険にしる、ヘルメットにしる、努力義務や奨励等も含め、新たな規制をかける場合は、県民への周知をしっかりとっておかないと問題が起こる可能性がある。執行体制や県民意識を整える期間がないと、県民からは、「急に言われても横暴だ」という声は必ず出ると思われるため、丁寧な周知が必要と考えている。
 - ・ 条例が出たこと自体が周知になると思っている。広報は必要だが、十分な周知期間は取らなくてもよいのではないか。即、実行でよいと思う。
 - ⇒条例も法律も植物に例えることができる。種をまき、芽が出る。地面に根を下ろし、養分を取り入れられる環境にしないとけない。条例でいえば、規範意識を培う準備期間が必要で、そのための周知期間である。これだけでも不十分で、パブリックコメントであったり、県民が意識を深め、みんなで作った条例だから守っていかうとする意識を作り出す期間が必要である。
 - ・ 1 か月や 2 か月ならよいが、半年や 1 年は長いと思う。
- ・ 提言の骨子案については、ヘルメット以外は特に異論はない。提言 4 のヘルメットについて

「子ども」とはどのような範囲を指すのか。

⇒(事務局)これまでの検討会での議論から、小学校高学年から中・高校生を想定している。

それでは高校を卒業したら守らなくていいのかという議論になってくる。ヘルメット着用を定めるのであれば社会全体が意識を高めるようにするべきである。大人が手本を示すべきであり、高校ならやりやすいというのでは違うと思う。

⇒(事務局)ヘルメットに関して、ほぼすべての自転車通学の中学生が着用できているのに、どうして高校ではできないのか。提言案作成にあたって、何が違うのかわからないので教えていただきたい。

高校の場合、非常に広い範囲から通学している。学校まで来るのに自転車と電車と使って徒歩もあったりして、通学方法も様々で、単一ではないためにヘルメットの着用指導が難しい。加えて定時制や通信制もあって、年齢層が広く、一律同様の指導でいいのかどうか、制服を着ているときとそうでないときの問題もある。

⇒(事務局)高校生がほぼ誰もヘルメットを被らず通学している中で、安全のためにヘルメットを着用する子がいた場合、その子が変わり者扱いされないような対応はお願いできるのか。

(ヘルメットが大切ではないというような)そのようなことは申し上げたこともないし、考えたこともない。

⇒この部分は以前から意見が出ているところだが、提言として、両論併記をすることもあり得ると思っている。この場で多数決で決める問題ではない。こんな意見もあってこんな意見もあるというのでは提言の意味をなさないというのであれば、もっと内容が漠たるものにならざるを得ない。条例になるときは、非常に定め方が難しくなることは十分理解しているが、提言案を文章化するとき事務局に工夫してもらいたいと思う。

- ・ 基本的に、目的と手段を履き違えないようにしないとイケない。条例の目的は交通事故に遭わないようにするためである。手段として条例を出すのであり、啓発が必要である。例えば標語もPRの一つである。お互いが意識を合わせていく啓発が必要なので、周知期間は必要だと思う。突然定めたから守れというのでは守れない。

ヘルメットについては、女性に聞いてみると、「格好が悪いから」という意見がある。今思いついたが、ヘルメットのデザインコンテストをやってみたら啓発になるのではないか。広報啓発を積み重ねた結果として、自転車条例は自分の命を守ってくれる条例だと思われるのではないか。

交通死亡事故に関して、これまで高齢者は被害者だったのに、最近では加害者になることも多い。また、今年の子どもの死亡事故は全て高齢者である。高齢者が被害者であったとしても、ドライバーは悪くない事例もある。免許返納が推奨されているが、自転車についても返納制度のようなものを考えてみてはどうか。

- ・ ヘルメットを全員にと発言しているのは、被らなかった場合の罰則規定を意識しているのか。

⇒実効性を保つためには、守らせるための指導が必要だと言っている。そのためにはみんな
なでやらないといけないという考えである。罰則は意識していない。

条例で罰則を定めることについてどう考えているのか。

⇒罰則については両手を挙げて反対する。

自転車保険というのは大体どれくらいの金額なのか。

⇒一概に言えない。商品によって内容も違う。それほど高いものではない。

他県で導入されたと聞くので、どの程度のものかと思ったが分からないか。

⇒(事務局)大まかに言ってどれくらいのものかという質問だと思うが、概ね 1,000 円から 3
~4,000 千円程度である。内容を見比べて選ぶものである。

- ・ 骨子案は分かりやすくまとめていると思う。
ポイントは、自転車利用者の安全かつ利用の促進だと思う。ルール・マナーは大事であり、委員提出の資料からも、教育により期待できると思う。大学生、社会人だけでなく、高校生もマナーが十分ではないので、このあたりが徹底できれば事故が減ると思う。罰則については、(定めず)まずは守りましょうでよいと思う。
ヘルメットについては、着用するなら皆に啓発することが大切であり、保険と同様、年代に関係なく大事だと思う。世代ごとの説明が難しい。(将来的な)その次の段階で義務化するかどうかを検討するとしても、まずは義務化までせず、奨励にとどめてよいと思う。
- ・ 高松市の老人クラブ連合会では、自転車組合に無料で点検整備の協力をしてもらっている。これにはTSマークは付かないのか。何台くらい点検しているのか。
⇒およそ 1,000 台点検している。無料点検だから、TSマークは付かない。
ヘルメットは、高齢者に言っても聞かないだろうが、死亡事故は多い世代。「着用しないから罰」ではなく、着用していなければ講習で教育するというのがよい。
- ・ ヘルメット着用は、中学までは必ず義務付けているので、高校、大人になっても継続できるよう、中学で教育をしっかりしたいと思う。
- ・ ヘルメットの一律の義務化は困難だと思う。PTAの立場からは、保護者を含めて啓発し、着用を推奨するのがよい。全員は難しい。当然罰則は賛成できない。
- ・ マナーについては、もっと強力に指導してはどうか。ヘルメット着用は自己責任である。
論点の中で、事故の防止と被害者救済という点から、点検整備と自転車保険が最重要だと考える。整備については法律の盲点であり、点検整備をする運動を進めようと思っている。昨年4月、英明高校に自転車組合の組合員を派遣し、点検をしてTSマークを全員に付けた。その後も管理しているらしい。今年も協力した。TSマークは法律に定められたものではないが、認知はされている。TSマークを義務付けるようにしてもらいたい。私としては、点検整備を強力に推進できるような条例を作ってもらいたい。第一段階として、若者を念頭に、通勤通学を対象として、TSマーク点検を義務付け、各々の管理者が指導できるような権限

を与える条例にしてほしい。点検整備をするのは常識である。だから県条例で定めてもらいたい。

⇒TSマークについては自転車組合で取り組むべきことであり、(ひとつの商品であるTSマークを)条例で義務付けるのは無理である。

⇒(保険商品が多数ある中で)ある特定のものだけを条例に盛り込むのは、あるべき姿でないと思っている。保険については、条例ができれば、県のホームページもできるだろうから、その中でいろんな保険や制度があることを紹介していただくのがよいと思っている。

TSマークは保険ではない。(点検整備の証で、保険は無料で付帯している)

⇒それも含めて、こんなものもありますよという紹介がよいと申し上げた。

- ・ 大体、皆さんから意見は出た。今回は、欠席者も数人いるので、その方の意見も聞いてほしい。今日は、比較的ヘルメットについて意見が出たが、対象者、義務付けの程度については意見が割れている。これを踏まえた提言案作成を事務局にはお願いしたい。また罰則はナンセンスだと思っている。

徐々に条例内容を変えていくという意見が出た。段階を追うことが必要であるということも提言に盛り込んでどうか。別の意見として、条例を制定すること自体も一つのPRだということもあったが、そういう意見も理解できる。精査しながら改正していくスタンスがあつてよいと感じている。

次回は、提言を文章化した資料を出してもらおうことになるが、委員全員に事前に送り、予め読んでおいてから出席できる方がよいだろう。補足があれば。

- ・ 憲法上、人間には移動の自由と幸福追求権が保障されていて、それに関わる話をしているという認識が必要であろう。基本的人権にどういう形で関わるのかという問題である。

この条例の趣旨は、事故防止である。自転車は交通社会の中でどのような位置づけかというところ、歩行者の延長線上にあるのではないかと思う。他方で、スピードを出すと加害者の立場にもなり得る。この点においては、ルールの順守・マナーの向上は必要である。

しかしながら、被害者になる可能性も高く、歩行者の延長線上にあるので、利便性は必要であるが、また、安全性も必要である。悲惨な事故を防ぐという意味でヘルメットの問題がある。どこで線引きするかは難しいが、全体に課すと利便性が損なわれることに気をつけねばならない。大学も含め学校で着用を徹底するならば、助成や、表彰など啓発の制度が必要である。コンテストなどの工夫もいかもしれない。

これからは自動運転の社会になって(交通環境が変わって)いくので、(自転車条例を作ったとして)ある程度の時期が来れば見直しも必要だろう。小学校や中学校からヘルメットを被ることを続けていけば、規範意識も高まり、ヘルメット着用の意味合いも変わってくるのかもしれない。

最終的にはパブリックコメントを募り、県民に考えてもらうことが必要だと思う。

- ・ 次回は2月1日水曜日、午前10時からとしたい。委員から色々なご意見をいただいたので、

これを元に、事務局で提言案を作成してもらいたい。